



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 2
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 6
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 7
- 沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則（物品管理課） 13

告 示

- 伝統工芸製品の検査所の決定の一部を改正する告示（ものづくり振興課） 15
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（技術・建設業課） 15

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 16
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 16
- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 18
- 沖縄県職員名札はい用規程の一部を改正する訓令（人事課） 19
- 沖縄県職員章はい用規程を廃止する訓令（人事課） 20
- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 20
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 21
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 21
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 25
- 沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 25
- 沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 25
- 県民投票推進課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） 27
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 27
- 沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令（環境整備課） 27
- 沖縄県不法投棄監視員設置規程を廃止する訓令（環境整備課） 28
- 沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（福祉政策課） 28
- 沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課） 28
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令（消費・くらし安全課） 29
- 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課） 30
- 沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課） 30
- 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課） 30
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課） 31

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 31

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第37号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「7,080円」を「7,140円」に、「7,130円」を「7,190円」に、

「	沖縄県廃棄物監視指導員	日額 7,700	」	を	
	沖縄県不法投棄監視員	日額 7,700			
「	沖縄県廃棄物監視指導員	日額 7,700	」	に、	
	職業能力開発校非常勤講師	日額 12,500			
「	職業能力開発校非常勤講師	日額12,500。 ただし、1日の勤務が4時間以下の場合 は、授業等1時間につき2,170	」	に、	
	沖縄県学校非常勤講師	授業等1時間につき 2,770			
	沖縄県立総合教育センター嘱託医	日額 10,500	」	を	
「	沖縄県学校非常勤講師	授業等1時間につき 2,770			
「	特別支援学校自立活動等支援アドバイザー	を	」	特別支援学校自立活動等アドバイザー	に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第38号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表土地対策課の項中「土地利用審査班 地籍管理班」を「土地利用審査班」に改める。

第43条第1項の表福祉政策課の項中「地域福祉推進班 生活保護班」を「地域福祉推進班」に改め、同項

の次に次のように加える。

保護・援護課	援護班 保護・自立支援班
--------	--------------

第43条第1項の表平和援護・男女参画課の項を次のように改める。

女性力・平和推進課	男女共同参画班 平和推進班
-----------	---------------

第43条第2項中「平和援護・男女参画課」を「女性力・平和推進課」に改める。

第45条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同条第12号中「及び医療扶助審議会」を削り、同条第8号とし、同条中第13号を削り、第14号を第9号とし、第15号から第17号までを5号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第13号とし、同条の次に次の1条を加える。

(保護・援護課の事務)

第45条の2 保護・援護課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 保護施設に関すること。
- (5) 医療扶助審議会に関すること。
- (6) 戦没者遺族、戦傷病者、未帰還者留守家族及び引揚者の援護に関すること。
- (7) 未帰還者の調査及び身分等に関すること。
- (8) 旧軍人軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関すること。
- (9) 旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- (10) 戦没者等の叙位叙勲に関すること。
- (11) 旧軍人軍属の軍歴証明に関すること。
- (12) 戦没者の慰霊その他旧軍人軍属に関すること。
- (13) 戦傷病者の厚生医療給付の判定に関すること。
- (14) 援護団体の指導及び助長に関すること。
- (15) 戦災補償の請求に関すること。
- (16) 霊域の管理に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、援護に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第47条の2第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同条を同条第2号とする。

第48条の3を次のように改める。

(女性力・平和推進課の事務)

第48条の3 女性力・平和推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画審議会に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること。
- (4) 公益財団法人おきなわ女性財団に関すること。
- (5) 女性団体の育成及び連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (7) 平和祈念資料館に関すること。
- (8) 平和の礎に関すること。
- (9) 日本国憲法の普及に関すること。
- (10) 人権擁護思想の普及に関すること。
- (11) 戦後処理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画及び平和の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第52条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 保険者協議会に関すること。

第67条の表労働政策課の項中「能力開発班 技能五輪・アビリンピック準備室」を「能力開発班」に改める。

第73条の2第7号を次のように改める。

(7) 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターに関すること。

第75条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第87条の表都市計画・モノレール課の項中「市街地整備班 公園緑地班」を「市街地整備班」に改め、同項の次に次のように加える。

都市公園課	公園緑地班 公園企画班
-------	-------------

第90条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。

第94条第4号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 都市モノレールに係る総合企画及び調整に関すること。

(9) 都市モノレールの建設及び管理に関すること。

第94条中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同条の次に次の1条を加える。

（都市公園課の事務）

第94条の2 都市公園課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園の管理に関すること。
- (2) 都市計画に係る公園事業の整備計画及び推進に関すること。
- (3) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 一般財団法人沖縄美ら島財団に関すること。
- (5) その他都市公園及び都市緑化に関すること。

第98条第8号中「の指導」を削る。

第138条中「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

第153条に次の1号を加える。

(7) 庶務に関すること。

第157条第3号を次のように改める。

(3) がん登録に関すること。

第241条第1号の表中「（昭和26年法律第219号）」を削り、同条第2号の表沖縄県医療扶助審議会の項中「福祉政策課」を「保護・援護課」に改め、同表沖縄県子ども・子育て会議の項中「青少年・子ども家庭課」を「子育て支援課」に改め、同表沖縄県男女共同参画審議会の項中「平和援護・男女参画課」を「女性力・平和推進課」に改める。

第249条の表生活企画統括監の項中「福祉政策課」の次に「保護・援護課」を加え、「平和援護・男女参画課」を「女性力・平和推進課」に改め、同表建築都市統括監の項中「都市計画・モノレール課」の次に「都市公園課」を加え、同表福祉支援監の項及び技能五輪・アビリンピック準備室長の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第241条第1号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

（沖縄県税条例施行規則の一部改正）

3 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。
 第39条第3項第2号中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長」に改める。

第129号様式（注）2中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長」に改める。

第131号様式の2中 「福 祉 事 務 所 長 「福 祉 事 務 所 長
 町 村 長 を 町 村 長
 沖縄県平和援護・男女参画課長 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長
 保 健 所 長」 保 健 所 長」
 に改め、同様式（注）中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長」に改める。

第131号様式の3中 「福 祉 事 務 所 長 「福 祉 事 務 所 長
 町 村 長 を 町 村 長
 沖縄県平和援護・男女参画課長 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長
 保 健 所 長」 保 健 所 長」
 に改める。

第173号様式（注）2中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長」に改める。

（沖縄県医療扶助審議会規則の一部改正）

4 沖縄県医療扶助審議会規則（昭和47年沖縄県規則第115号）の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども生活福祉部福祉政策課」を「子ども生活福祉部保護・援護課」に改める。

（沖縄県男女共同参画審議会規則の一部改正）

5 沖縄県男女共同参画審議会規則（平成17年沖縄県規則第106号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」を「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」に改める。

（沖縄県標準的な職を定める規則の一部改正）

6 沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の3中「、福祉支援監」及び「、技能五輪・アビリンピック準備室長」を削る。

（沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）

7 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則（平成28年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、沖縄県税条例施行規則第49条の見出し及び同条の次に6条を加える改正規定のうち第49条の7第3項第2号中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長」に改める。

第1条のうち、沖縄県税条例施行規則第155号様式から第165号様式までの改正規定のうち第163号様式の2注3中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護

課長」に改め、同改正規定のうち第164号様式中 「福 祉 事 務 所 長
 町 村 長 を
 沖縄県平和援護・男女参画課長
 保 健 所 長」

「福 祉 事 務 所 長
 町 村 長
 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長
 保 健 所 長」
 に改め、同様式注中「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」を「沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長」に改め、同改正規定のうち第164号様式の2

中 「福 祉 事 務 所 長 「福 祉 事 務 所 長
 町 村 長 を 町 村 長
 沖縄県平和援護・男女参画課長 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長
 保 健 所 長」 保 健 所 長」
 に改める。

に改める。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第39号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2 衛生環境研究所長の項専決事項の欄に次の各号を加える。

- 1 がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第6条第1項の規定に基づき、届出対象情報の届出を受理すること。
- 2 がん登録等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、届出対象情報について審査及び整理を行い、都道府県整理情報を厚生労働大臣に提出すること。
- 3 がん登録等の推進に関する法律第10条第2項（同法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告すること。
- 4 がん登録等の推進に関する法律第16条の規定に基づき、市町村等に対し、協力を求めること。
- 5 がん登録等の推進に関する法律第18条第1項、第19条第1項、第20条並びに第21条第8項及び第9項の規定に基づき、都道府県がん情報等の提供等を行うこと。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第139号の4の次に次の2号を加える。

139の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づき、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、診療録等の提出若しくは提示を命じ、又は所属職員若しくはその指定する指定医に立入り等を行わせること。

139の6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第1項の規定に基づき、精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出を求め、若しくは変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第174号の5中「、第2項及び第4項」を「（同条第4項において準用する場合を含む。）」に、「事業行為等」を「事業行為」に改め、同号の次に次の2号を加える。

174の5の2 赤土等流出防止条例第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業行為の変更の通知を受理すること。

174の5の3 赤土等流出防止条例第9条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等と協議すること（ただし、事業行為に係る面積が10,000平方メートル未満のものに限る。）。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第174号の64の5中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同欄第174号の64の12の次に次の4号を加える。

174の64の13 土壤汚染対策法第24条の規定に基づき、汚染土壤処理業者に対し、汚染土壤の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

174の64の14 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づき、汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請を受理すること。

174の64の15 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づき、汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請を受理すること。

174の64の16 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づき、汚染土壤処理業者の相続人が汚染土壤処理業を引き続き行おうとする場合の承認の申請を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第174号の71中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄第174号の72中「第14条第2項」を「第17条第2項」に改め、同欄第174号の73中「第14条第4項」を「第17条第4項」に改め、同表農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第2号中「第113条の3第1項」を「第113条の4第1項」に改め、同欄第3号中「第113条の3第2項」を「第113条の4第2項」に改め、同欄第51号を次のように改める。

51 削除

別表第2 農林土木事務所長の項委任事項の欄第2号中「第113条の3第1項」を「第113条の4第1項」に改め、同欄第3号中「第113条の3第2項」を「第113条の4第2項」に改め、同表林業事務所長の項委

任事項の欄第20号を次のように改める。

20 削除

別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第119号の12の2中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同欄第119号の12の5中「建築確認対象物」を「建築確認対象建築物」に改め、同欄第119号の12の6の次に次の7号を加える。

119の12の7 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づき、既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画を認定すること。（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

119の12の8 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づき、同法第87条の2第1項の認定を受けた全体計画の変更を認定すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

119の12の9 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第4項の規定に基づき、同法第87条の2第1項の認定を受けた全体計画に係る工事の状況について報告を求めること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

119の12の10 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第5項の規定に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

119の12の11 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第6項の規定に基づき、同法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する同法第86条の8第3項の認定を取り消すこと（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

119の12の12 建築基準法第87条の3第3項の規定に基づき、建築物の用途を変更して同条第1項の災害救助用建築物又は同条第2項の公益的建築物として使用することを許可すること。

119の12の13 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づき、建築物の用途を変更して興行場等として使用することを許可すること。

第2条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄中第174号の64の16を第174号の64の18とし、第174号の64の4から第174号の64の15までを2号ずつ繰り下げ、第174号の64の3の次に次の2号を加える。

174の64の4 土壤汚染対策法第3条第7項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

174の64の5 土壤汚染対策法第3条第8項の規定に基づき、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、土地の所有者等に調査させて、その結果を報告すべき旨を命ずること。

別表第2 農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第5号及び農林土木事務所長の項委任事項の欄第5号中「第133条」を「第133条第1項」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第3号に規定する改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第1条（別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第119号の12の2の改正規定及び同欄第119号の12の6の次に7号を加える改正規定に限る。） 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第53条第1項ただし書中「、かいにおける沖縄県物品調達基金以外の物品購入費については、物品購入要求書又は物品修繕要求書をもって」を削り、同条第2項第3号中「増減」を「増」に改める。

第60条第6号中「取得、借入れ」を「取得し、借り入れ、」に改める。

第155条第1項中「部局の長」を「部局（警察本部を除く。）の課の長、警察本部長」に改める。

第162条中「（部局における物品の購入検査等）」及び「及び沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号。以下「物品調達基金管理規則」という。）第2条各号に掲げるもの」を削る。

第163条第4項中「物品管理者」の次に「（かい長を除く。）」を加え、「物品交付申請書により」及びただし書を削り、同条第5項を削る。

第164条を次のように改める。

（購入等の手続）

第164条 部局（警察本部を除く。）において物品の購入又は印刷物の請負（別表第11に掲げるものの購入又は請負を除く。）に係る契約（以下この条において「物品の購入等」という。）をする必要があるときは、第53条の規定による予算執行向を物品管理課の課長に送付しなければならない。

2 物品管理課の課長は、前項の規定による送付を受けた場合は、第100条第2項、第102条第1項、第103条から第105条まで、第6章第2節（第132条を除く。）及び第3節の規定による入札の執行又は第138条及び第139条の規定による随意契約の手続を行うものとする。

3 前2項の規定は、かいにおいて、別に定める物品の購入等をする必要がある場合について準用する。

4 前3項の規定にかかわらず、部局又はかいにおいて沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）第2条各号に掲げる種類の物品の購入等をする必要がある場合は、知事が別に定めるところにより要求しなければならない。

第165条第1項中「物品受払通知者」を「物品管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 物品の受入れの通知は、物品受入通知書又は寄贈物品受入調書により行うものとする。

第165条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「物品受払通知者」を「知事又はかい長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 消耗品については、第113条の規定により検査員が検査し、検査調書を作成したときに第1項の受入れの通知があったものとみなす。

第166条第1項各号を次のように改める。

(1) 直ちに贈与する目的で購入する物品

(2) 消耗品のうち受入れ後直ちに交付する物品（収入印紙、郵便切手、医薬品、農業用薬品その他これらに類するものを除く。）

第166条第2項中「本庁で購入して物品管理者に交付する物品のうち消耗品」を「消耗品（出納員が保管する物品を除く。）」に改める。

第167条第1項中「用品要求書又は物品修繕要求書を物品受払通知者に送付しなければ」を「修繕のための措置をとらなければ」に改め、同条第2項中「前項」を「修繕のため」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第170条及び第171条第2項中「物品受払通知者」を「知事又はかい長」に改める。

第173条第1項中「物品管理者は、」を削り、「会計管理者に提出」を「作成し、物品交換向を」に改め、同条第2項中「物品受払通知者」を「物品管理者」に改める。

第176条第1項中「物品受払通知者に」を「関係出納機関に通知するとともに、物品から公有財産へ編入換えする場合にあっては、その財産を管理する部局の長へも」に改め、同条第2項を削る。

第178条に次の1項を加える。

4 物品管理者等は、物品を自己の所属する課又はかい以外の職員に貸し付ける場合においては、前3項の規定にかかわらず、借受けを希望する者に物品借用書を提出させるものとする。

別表第7及び別表第7の2中 「物品購入に係る経費のみ。物品調達基金から交付される購入費を除く。」 を 「物品購入に係る経費のみ。」 に改める。

別表第8中「購入又は借入れを」を「取得し、借り入れ、又は使用」に改める。

別表第8の2を次のように改める。

別表第8の2（第142条関係）

歳入歳出外現金・保管有価証券整理区分

<p>1 保証金</p> <p>(1) 入札保証金 入札保証金 入札保証金</p> <p>(2) 契約保証金 契約保証金 契約保証金</p> <p>(3) 指定金融機関の保証金 指定金融機関の保証金 指定金融機関の保証金</p> <p>(4) その他の保証金 その他の保証金 その他の保証金</p> <p>2 保管金</p> <p>(1) 所得税</p> <p>ア 俸給・給料等</p> <p>(ア) 職員給料等</p> <p>(イ) 非常勤職員給料等</p> <p>(ウ) 退職手当</p> <p>(エ) 恩給等</p> <p>(オ) 弁護士等俸給</p> <p>イ 所得税法第204条第1項関係</p> <p>(ア) 第1号関係</p> <p>(イ) 第4号関係</p> <p>(ウ) 第5号関係</p> <p>(エ) その他</p> <p>(2) 県・市町村民税</p> <p>ア 俸給・給料等</p> <p>(ア) 職員給料等</p> <p>(イ) 非常勤職員給料等</p> <p>イ 退職手当</p> <p>退職手当</p> <p>(3) 社会保険料</p> <p>社会保険料</p> <p>社会保険料</p> <p>3 公売代金</p> <p>(1) 差押物件公売代金 差押物件公売代金 差押物件公売代金</p> <p>(2) 競売配当金 競売配当金 競売配当金</p>	<p>4 遺留金 遺留金 遺留金 遺留金</p> <p>5 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金</p> <p>6 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分）</p> <p>7 地方法人特別税 地方法人特別税 地方法人特別税 地方法人特別税</p> <p>8 特別法人事業税 特別法人事業税 特別法人事業税 特別法人事業税</p> <p>9 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割</p> <p>10 仮放置違反金 仮放置違反金 仮放置違反金 仮放置違反金</p> <p>11 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金</p>
---	---

別表第11を次のように改める。

別表第11（第162条関係）

部局において購入、検査する物品

- 1 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）及び地方公共団体から調達するもの並びに免税品
- 2 官報、法規類の追録、図書、地図、新聞、雑誌その他定期刊行物で定価の定めのあるもの。
- 3 収入印紙、郵便切手、ハガキ及び収入証紙その他公定価格の定めのあるもの。
- 4 県外における博覧会、見本市等における陳列又は出品のため購入するもの。
- 5 県外又は旅行先において購入するもの。
- 6 扶助費又は食糧費で購入するもの。
- 7 災害又は急患搬送に対応するため緊急に購入するもの。

- 8 通信機器類で通信契約を必要とするもの。
- 9 専門的な知識が必要なもの。
- 10 特定の者でなければ納品できないもの。
- 11 現に履行中の契約と直接関連するものを契約履行中の者から調達するもの。
- 12 工事を伴うもの。
- 13 建築中の建物を納品場所とするもの。
- 14 消耗品のうち、ゴム印、燃料及び油脂類、飼料及び肥料類並びに被服類
- 15 印刷物のうち、写真の現像及び焼付、選挙関係印刷物、試験問題その他秘密保持を要するもの。
- 16 賞品、記念品及び土産品類
- 17 美術工芸品類及び調度品類
- 18 看板及び幕類
- 19 動物及び植物
- 20 その他物品管理課長が特に必要と認めるもの。

財務規則様式一覧表中

第63号 第64号	物品交付申請書 物品購入要求書（その1の1）本庁 物品送付書（その1の2） 物品購入調書（その1の3） 物品購入要求書（その2）かい	第163条 第164条 " " "	を
第63号 第64号	削除 物品受入通知書	第164条	に、
第74号	物品借用書	"	を
第74号	物品借用書（その1） 物品借用書（その2）	" "	に改める。

様式第11号（その2）中「収納長」を「会計管理者」に改め、同様式備考中「裏面」を「裏面」に改める。

様式第61号中「区分番号」を「物品コード」に、「整理番号」を「物品番号」に、

「品名」を「購入年月日」に、「購入年月日」を「品名」に改める。

様式第63号を次のように改める。

様式第63号 削除

様式第64号（その1の1）を次のように改める。

様式第64号

物品受入通知書

物品管理者	班長	取扱主任	出納員	班長	取扱主任
下記の物品を受け入れます。					
受入通知			部局課・かい名		
取得年月日		取得金額			

購入区分			国庫補助	無 / 有		
備品区分			物品管理者の 帳簿登記	年 月 日 [㊤]		
相手先名			出納簿登記	年 月 日 [㊤]		
品名	内訳 番号	品質形状	数量	単価	金額	使用場所

備考 1 備品購入費以外で取得した場合は、購入区分に記載すること。

2 セット登録の場合は、内訳番号を記載すること。

様式第64号（その1の2）、様式第64号（その1の3）及び様式第64号（その2）を削る。

様式第65号中

「

受入通知	年	月	日	受入交付伺	年	月	日
物品受払 通知者	班長	取扱主任		会計管理者	班長	取扱主任	

下記の物品は寄贈があつたので受入れて下さい。
 年 月 日
 物品受払通知者殿
 部局、かい名
 物品管理者名 _____ 印

」

を

「

物品管理者	班長	取扱主任	出納員	班長	取扱主任

下記の物品を受け入れます。
 受入通知 年 月 日
 部局課・かい名 _____

」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 単価又は金額が不明のものは、評価額とすること。

2 納入場所の異なる場合は、備考欄に記載すること。

様式第66号中 「物品受払通知者」を「物品管理者」に、「会計管理者」を「出納員」に、「てん

示」を「てん末」に改め、同様式備考を削る。

様式第67号中 「物品受払通知者」を「物品管理者」に、「会計管理者」を「出納員」に改める。

様式第68号を次のように改める。

様式第68号 削除

様式第69号中

「

物品管理者 物品取扱者	課長補佐	係長	取扱主任	出納員	課長	課長補佐	係長	取扱主任

」

を

物品管理者 物品取扱者	班長	取扱主任	出納員	班長	取扱主任

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 返納理由の異なる場合は、備考欄に記入すること。

様式第70号中

物品管理者 物品取扱者	課長補佐	係長	取扱主任	出納員	課長補佐	係長	取扱主任

を

物品管理者 物品取扱者	班長	取扱主任	出納員	班長	取扱主任

に改め、同様式備考を削る。

様式第71号中「うけました」を「受けました」に、「部局、」を「部局課、」に、「する部局」を「する部局課又は」に、「うける部局」を「受ける部局課又は」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 決裁欄は、所管換えをするとき、所管換えを受けたとき及び出納機関の記帳のときにそれぞれ使用すること。

2 この書類の送付部数

- イ 部局の各課間のときは、各課宛て正副2通及び出納事務局物品管理課宛て正1通
- ロ 部局の課からかいのときは、出納事務局物品管理課宛て正1通、かい宛て正副2通
- ハ かいから部局の課のときは、部局の課宛て正2通副1通
- ニ かい相互間のときは、正副2通

3 この書類を受けたときは、副1通を受領証として返送し、かいから送付を受けた部局の課は、正1通を出納事務局物品管理課に送付すること。

4 物品取扱者は、主管の部局の課又はかいに準じて事務処理をすること。

5 警察本部の各分課にあつては、「出納事務局物品管理課」を「警察本部会計課」と読み替え、部局の課に準じて事務処理をすること。

様式第72号中 「物品受払通知者」 を 「物品管理者」 に、 「会計管理者」 を 「出納員」 に、

編入換伺 年 月 日			財産編入伺 年 月 日		
物品管理者	班長	取扱主任	財産管理者	班長	取扱主任
部局名 (課又は係)	TEL		編入換 の種別 物品から財産へ 財産から物品へ		

を

財産編入伺 年 月 日	
-------------	--

財産管理者	班長	取扱主任	編入換の種別 物品から財産へ 財産から物品へ
部局課、かい等の名称		TEL	

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 摘要欄には、編入換の財産名を記入すること。

様式第74号を様式第74号（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第74号（その2）

物品借用書

借用物品名	
数量	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用場所	
借用条件	
<p>1 借用物品の引渡し、使用、維持、修繕及び返還に要する費用（使用目的等により特に借用者の所属に負担させることが適当でないものと認めたものを除く。）は、借用者の所属において負担すること。</p> <p>2 借用物品を修繕（軽微な修繕を除く。）その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。</p> <p>3 借用物品について物品管理者の返還要求があったときは、借用期限到来前にあっても直ちに返還すること。</p> <p>4 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。</p> <p>5 借用物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。</p> <p>6 借用物品を使用目的以外の目的に使用しないこと。</p> <p>7 借用物品の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を報告すること。</p> <p>上記の各事項を遵守して借用します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
物品管理者	借用者 所属名 氏名 ⑩
殿	

様式第129号中 「

物品受 払通知 者 印

」 を 「

物品管 理者印

」 に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第8の改正規定及び様式第11号（その2）の改正規定は公布の日から、別表第8の2の改正規定は同年10月1日から施行する。

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第41号

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則

沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（物品の種類）

第2条 条例第3条の規定により規則で定める物品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 紙類
- (2) 文具類
- (3) オフィス家具類
- (4) 電子計算機類
- (5) 画像機器類
- (6) オフィス機器類
- (7) 照明類
- (8) 印刷物類
- (9) その他物品管理課長が特に必要と認めるもの

第4条中「毎会計年度、」の次に「物品管理課長が指定する物品に係る」を加える。

第5条中「しんしやく」を「しん酌」に改める。

第6条中「物品の」を「第2条に掲げる種類の物品の」に、「第5条」を「前条」に改め、「次の区分により」を削り、同条各号を削る。

第8条第1項中「以下この条」を「次項」に改め、「」は、「」の次に「第2条に規定する種類の」を加え、「第4条に規定する物品需要計画に基づき、次の区分に従い」を「物品管理課長が指定する日までに、」に改め、同項各号を削る。

第10条中「交付価格は、」の次に「原則として」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、物品管理課長がこれによりがたいと認める場合は、この限りでない。

別表中	「	契約を締結するとき（支出命令のとき）	契約金額（支出しようとする額）	見積書 入札書 開札調書 予定価格調書 指名人調書 契約書案 請書案	消耗品 印刷 飼料 賄材料 医薬材料 原材料 備品 報償費で購入する物品 （1件当たりの金額が300万円未満のもの又は単価契約によるものについては、括弧書きによることができる。）	見積書 入札書 開札調書 契約書 請書 検査調書（1件当たりの金額が3万円未満のものにあっては、請求書の余白に表示して代えることができる。） 納品書 請求書	を
	」						

「	契約を締結するとき（支出命令のとき）	契約金額（支出しようとする額）	見積書 入札書 開札調書 予定価格調書 指名人調書 契約書案 請書案	消耗品 印刷 備品 （1件当たりの金額が300万円未満のもの又は単価契約によるものについては、括弧書きによることができる。）	見積書 入札書 開札調書 契約書 請書 検査調書（1件当たりの金額が3万円未満のものにあっては、請求書の余白に表示して代えることができる。） 納品書 請求書	に改める。
	」					

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

物品需要計画書（物品調達基金）

物品管理課長 殿				年 月 日				印
分類名	品名	単位	数量	四半期別区分				備考
				1	2	3	4	
計								

(注) 課別に作成することとし、部局の総括表も作成すること。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第158号

昭和60年沖縄県告示第304号（伝統工芸製品の検査所の決定）の一部を次のように改正し、平成31年 4月 1日から施行する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表中 「

		首里ミンサー 知花花織
--	--	----------------

」を

「

		首里ミンサー
--	--	--------

」に改め、同表に次のように加える。

沖縄県知花花織検査所	沖縄市知花五丁目 6番 7号	知花花織
------------	----------------	------

沖縄県告示第159号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「都市計画・モノレール課長」を「都市計画・モノレール課長
都市公園課長」に改める。

附 則

この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 総務私学課長は、部局及び出先機関における文書事務について、随時その実態を調査し、若しくはその報告を求め、又はその執行に関し改善の指導を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

2 部局の各課長及び出先機関の長は、文書の管理状況について、常に留意するとともに、定期的に点検し、その結果を少なくとも毎年度1回、総務私学課長に報告しなければならない。

別表第1中

	辺野古新基地建設問題対策課	知辺
	県 民 投 票 推 進 課	知県

を

「

	辺野古新基地建設問題対策課	知辺
--	---------------	----

」に、

「

子ども生活福祉部	福 祉 政 策 課	子福
----------	-----------	----

」を

「

子ども生活福祉部	福 祉 政 策 課	子福
	保 護 ・ 援 護 課	子保

」に、

「

平和援護・男女参画課	子平
------------	----

」を

女性力・平和推進課	子女
-----------	----

」に、

「

都市計画・モノレール課	土都
-------------	----

」を

「

都市計画・モノレール課	土都
都 市 公 園 課	土公

」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第2節 高齢者福祉介護課」を 「第2節 保護・援護課」に、「第4節 子ども未
 第3節 青少年・子ども家庭課」を 第3節 高齢者福祉介護課
 第4節 青少年・子ども家庭課」
 来政策課」を「第5節 子ども未来政策課」に、「第5節 子育て支援課」を「第6節 子育て支援課」

に、「第6節 障害福祉課」を「第7節 障害福祉課」に、「第7節 消費・くらし安全課」を「第8節 消費・くらし安全課」に、「第8節 平和援護・男女参画課」を「第9節 女性力・平和推進課」に、「定
 型商労1 争議行為を行う旨の通知」を「定型商労1 技能検定の実施」に、「定型土都30 公共測量の実
 型商労2 技能検定の実施」に、「定型土都31 都市公園の供
 施の終了の通知」を「定型土都30 公共測量の実施の終了の通知」に、「第11節 下水道課」を「定
 用の開始」に、「第12節 建築指導課」を「第12節
 第13節

都市公園課

土公1 都市公園の供用の開始 に、「第13節 住宅課」を「第14節 住宅課」に、「第14節 施設建築
 下水道課
 建築指導課」
 課」を「第15節 施設建築課」に改める。

定型共通4注中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 1(1)から(4)までに掲げる事項は、必要に応じ抹消し、又は必要なものを追加すること。

定型総税1告示の根拠中「同法」を「同令」に改める。

定型環自11告示の根拠中「第7条第8項で」を「第7条第8項において」に改める。

定型環自12告示の根拠中「第7条の2第8項で」を「第7条の2第3項において」に改める。

第6章中第8節を削り、第7節を第8節とし、第2節から第6節までを1節ずつ繰り下げ、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 保護・援護課

第6章中第8節の次に次の1節を加える。

第9節 女性力・平和推進課

定型農計4、定型農計5、定型農計7及び定型農計8中「第18条第16項」を「第18条第17項」に、「第18条第17項」を「第18条第18項」に改める。

定型商労1を削り、定型商労2を定型商労1とする。

定型土都12告示文中「沖縄県告示__号」を「沖縄県告示第__号」に改める。

定型土都31を削る。

第10章中第14節を第15節とし、第11節から第13節までを1節ずつ繰り下げ、第10節の次に次の1節を加える。

第11節 都市公園課

定型土公1 都市公園の供用の開始

行為の根拠 都市公園法第2条の2

告示の根拠 都市公園法第2条の2

沖縄県告示第__号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 名称

2 位置

3 区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市公園課において縦覧に供する。）

4 供用開始の期日 平成__年__月__日

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「勤務管理システム」を「総務事務システム」に、「出勤時刻及び退勤時刻の記録、休暇承認の手続その他職員の勤務時間及び休暇の管理」を「職員の服務及び給与」に改める。

第6条第1号及び第2号、第6条の8、第8条の3、第9条第2項及び第3項、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第10条の2、第10条の3第1項、第10条の4第1項並びに第18条中「勤務管理システム」を「総務事務システム」に改める。

第18条の2第3項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る子（勤務時間条例第6条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下この号において「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）に限る。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第6条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第42条第1項中「主管課長及び会計課長」を「組織規則第98条の4に規定する主管課の長（次項において「主管課長」という。）又は出納事務局会計課長」に改め、同条第2項中「総務担当課長」を「主管課長及び出納事務局会計課長」に改める。

第12号様式の2（表）中「要介護者の続柄」を「続柄等」に改め、同様式（裏）中

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日に \blacktriangle 印を記入する。 を

(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が勤務時間条例第6条の3第1項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入する。
(2) 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日に \blacktriangle 印を記入する。 に改める。

第12号様式の3（表）中「要介護者の続柄」を「続柄等」に改め、同様式（裏）中

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日に \blacktriangle 印を記入する。 を

(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が勤務時間条例第6条の3第1項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入する。
(2) 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日に \blacktriangle 印を記入する。 に改める。

第12号様式の4中	1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 <input type="checkbox"/> 子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった。 (<input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し。) <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親である者が養育できる者に該当することとなった。(深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入)	を
		(2) 介護の状況の変更 <input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：) <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。	

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 <input type="checkbox"/> 子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった。 (<input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家庭裁判事件の終了 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除) <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親である者が養育できる者に該当することとなった。(深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。 (該当しなくなった理由：)
	(2) 介護の状況の変更 <input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：)

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条の2第3項に2号を加える改正規定及び第42条の改正規定並びに第12号様式の2から第12号様式の4までの改正規定は、同年3月29日から施行する。

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局
 労働委員会事務局

沖縄県職員名札はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員名札はい用規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員名札はい用規程(昭和48年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県職員」を「知事部局及び労働委員会の事務局の職員」に、「ために」を「ための」に改める。

第2条中「制式は、」の次に「原則として」を加え、ただし書を削る。

第3条を削る。

第4条第2項中「をはい用すること」を「のはい用」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「又は」を「、又は」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式



- 1 寸法
 - (1) 横 65ミリメートル
 - (2) 縦 20ミリメートル
- 2 地質 プラスチック（黒色）
- 3 文字 1文字あたり5ミリメートル以上 ゴシック体（白色）
- 4 マーク 直径13ミリメートル（黄色）

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第6号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員章はい用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員章はい用規程を廃止する訓令

沖縄県職員章はい用規程（昭和49年沖縄県訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

給料表	号給	時給
行政職給料表	1	920円
	2	1,010円
	3	1,050円
	4	1,090円
	5	1,200円

	6	1,280円
	7	1,370円
	8	1,500円
	9	1,620円
教育職給料表	1	1,290円
	2	1,370円
	3	1,540円
研究職給料表	1	920円
	2	1,550円
医療職給料表	1	1,030円
	2	1,220円
	3	1,270円
	4	1,340円
	5	1,530円

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注4中「、福祉支援監」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条中第31号を第32号とし、第25号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の規定に基づき、土地の収用又は使用についての裁定を申請すること。

第6条の2第19号キを次のように改める。

キ 1件の取得見積価格100万円以上の寄附に係る物品を受け入れること。

第6条の2第19号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 1件の時価見積額100万円以上の交換に係る物品を受け入れること。

第6条の2中第30号を第31号とし、第25号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 所有者不明土地法の規定に基づき、地域福利増進事業に係る土地使用权等の取得についての裁定を申請すること。

第8条第2項第39号スを次のように改める。

ス 1件の取得見積価格100万円未満の寄附に係る物品を受け入れること。

第8条第2項第39号中タをツとし、ソをチとし、セをタとし、スの次に次のように加える。

セ 1件の時価見積額100万円未満の交換に係る物品を受け入れること。

ソ 占有動産を取得すること。

別表第2の2中 「財政企画監
福祉支援監」 を 「財政企画監」 に

改める。

別表第2の3中 「戦略推進室長
技能五輪・アビリンピック準備室長」 を 「戦略推進室長」 に

改める。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項統括監専決事項の欄中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第25号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

<p>保護・援護課</p>	<p>1 社会福祉法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。 2 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定を行うこと。 3 社会福祉法第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命じること。 4 社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。 5 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。 6 対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱第10の規定に基づき、特別支出金の支給を決定すること。</p>	<p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第41条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置を認可すること。 2 生活保護法第45条第1項の規定に基づき、市町村又は地方独立行政法人の保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命じること。 3 生活保護法第45条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。 4 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。 5 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。 6 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。 7 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。 8 社会福祉法第45条の36第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。 9 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する</p>
---------------	---	--

			<p>裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>10 社会福祉法第50条第4項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併を認可すること。</p> <p>11 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。</p> <p>12 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。</p> <p>13 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。</p> <p>14 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。</p> <p>15 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>16 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>17 社会福祉法第56条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>18 社会福祉法第56条第7項の規定に基づき、社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。</p> <p>19 社会福祉法第57条の規定に基づき、社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>20 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種社会福祉事業の経営を許可すること。</p> <p>21 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第8条の2第2項の規定による戦傷病者相談員を推薦すること。</p>
--	--	--	--

別表第3子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項部長等専決事項の欄中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

4 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業の許可をすること。

5 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、同法第6条第1項の許可を取り消すこと。

別表第3子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項統括監専決事項の欄中第20号を第22号とし、第4号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

4 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第15条の規定に基づき、民間あっせん機関に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

5 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第16条第2項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業の全部又は一部の停止を命ずること。

別表第3子ども生活福祉部の表消費・くらし安全課の項部長等専決事項の欄第7号中「第24条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄第8号中「第25条」を「第8条」に改め、同欄第9号中「第26条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項統括監専決事項の欄第22号中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改め、

同欄第23号中「第32条」を「第16条」に改め、同表平和援護・男女参画課の項を削る。

別表第3 土木建築部の表用地課の項部長等専決事項の欄に次の2号を加える。

- 3 所有者不明土地法第29条の規定に基づき、特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定申請を却下すること。
- 4 所有者不明土地法第32条の規定に基づき、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。

別表第3 土木建築部の表用地課の項統括監専決事項の欄に次の3号を加える。

- 7 所有者不明土地法第12条の規定に基づき、土地使用権等の取得に係る裁定申請を却下すること。
- 8 所有者不明土地法第13条の規定に基づき、土地使用権等の取得についての裁定をすること。
- 9 所有者不明土地法第23条の規定に基づき、土地使用権等の取得についての裁定を取り消すこと。

別表第3 土木建築部の表海岸防災課の項部長等専決事項の欄第2号を次のように改める。

- 2 水防法第13条の3の規定に基づき、海岸を指定し、及び高潮特別警戒水位を定めること。

別表第3 土木建築部の表海岸防災課の項部長等専決事項の欄中第19号を第21号とし、第3号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- 3 水防法第14条の3第1項の規定に基づき、高潮浸水想定区域を指定すること。
- 4 水防法第14条の3第4項の規定に基づき、高潮浸水想定区域の指定の変更をすること。

別表第3 土木建築部の表都市計画・モノレール課の項知事専決事項の欄第2号並びに同項統括監専決事項の欄第21号及び第22号を削り、同項の次に次のように加える。

都市公園課	1 都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を決定すること。	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市公園法第13条の規定に基づき、都市公園に関する工事の費用を工事原因者に負担させること。 2 都市公園法第14条第2項の規定に基づき、都市公園の原因者に附帯工事に要する費用を負担させること。 3 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町村の行う都市計画事業を認可すること。 4 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、都市計画事業の施行の認可を国土交通大臣に申請すること。 5 都市計画法第67条第2項の規定に基づき、事業地内の土地建物等を買取り取るべき旨の通知をすること。 6 都市計画法第68条第2項の規定に基づき、事業地内の土地で収用手続きが保留されているものの買取り価額を定めること。 7 都市計画法第75条第1項の規定に基づき、都市計画事業に要する費用の一部を受益者に負担させること。
-------	---	--

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3 子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項部長等専決事項の欄第9号を同欄第11号とし、同欄第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第3号の次に2号を加える改正規定、同項統括監専決事項の欄第20号を同欄第22号とし、同欄第4号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第3号の次に2号を加える改正規定、同表消費・くらし安全課の項の改正規定、別表第3 土木建築部の表海岸防災課の項部長等専決事項の欄の改正規定及び同欄に2号を加える改正規定 平成31年3月29日
- (2) 第5条第31号を同条第32号とし、同条第25号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号の次に1号を加える改正規定、第6条の2第30号を同条第31号とし、同条第25号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第24号の次に1号を加える改正規定、別表第3 土木建築部の表用地課の項部長等専決事項の欄に2号を加える改正規定及び同項統括監専決事項の欄に3号を加える改正規定 平成31年6月1日

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「、山東省」を削り、

	香港	中華人民共和国（香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域並びに広東省及び海南省の区域に限る。）	を
	香港	中華人民共和国（香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域並びに広東省及び海南省の区域に限る。）	に改める。
	ソウル	大韓民国	

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程（平成26年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

沖縄県都市モノレール建設事務所	建設1班 建設2班 建設3班 業務係	浦添市	を
沖縄県都市モノレール建設事務所	建設班 業務係	浦添市	に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局

労働委員会事務局

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正

する。

第3条の表中

子ども生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員	生活保護法による医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等に関する補助的又は定型的な業務
----------	----------------	---

を

子ども生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員	生活保護法による医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等に関する補助的又は定型的な業務
----------	----------------	---

に、

子ども生活福祉部	生活保護業務巡回指導員	巡回等による県内の全ての福祉事務所に対する支援に関する補助的又は定型的な業務
----------	-------------	--

子ども生活福祉部	障害福祉サービス事業者等指導・支援員	障害福祉サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務
----------	--------------------	-----------------------------------

を

子ども生活福祉部	障害福祉サービス事業者等指導・支援員	障害福祉サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務
----------	--------------------	-----------------------------------

に、

子ども生活福祉部	情報公表事務補助員	障害福祉サービス事業者等の基本情報及び運営情報の受理、公表及び調査に関する補助的又は定型的な業務
----------	-----------	--

子ども生活福祉部	児童虐待対応協力員	関係機関との連絡調整及び情報把握、被虐待児童の対応等に関する補助的又は定型的な業務
----------	-----------	---

を

子ども生活福祉部	児童虐待相談専門員	被虐待児童及び保護者の対応、関係機関との連絡調整及び情報把握等に関する補助的又は定型的な業務
----------	-----------	--

に、

子ども生活福祉部	里親等委託調整員	里親等の選定、自立支援計画の作成及び委託児童の自立に向けた支援に関する補助的又は定型的な業務
----------	----------	--

を

子ども生活福祉部	里親等委託調整員	里親等の選定、自立支援計画の作成及び委託児童の自立に向けた支援に関する補助的又は定型的な業務
----------	----------	--

に、

子ども生活福祉部	受付相談専門員	児童に関する家庭その他からの相談の重篤度及び緊急度に応じた振り分け、緊急の受理会議の対応並びに児童相談等に関する相談の受理及び基礎調査に関する補助的又は定型的な業務
----------	---------	--

保健医療部	県立看護大学図書業務専門員	図書関係の収集、整理、閲覧、貸出、展示等に関する補助的又は定型的な業務
-------	---------------	-------------------------------------

を

保健医療部	県立看護大学図書業務専門員	図書関係の収集、整理、閲覧、貸出、展示等に関する補助的又は定型的な業務
-------	---------------	-------------------------------------

に改め

保健医療部	県立看護大学法人化支援専門員	大学の法人化に向けた作業に関する補助的又は定型的な業務
-------	----------------	-----------------------------

る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

県民投票推進課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

県民投票推進課設置規程を廃止する訓令

県民投票推進課設置規程（平成30年沖縄県訓令第21号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県企業局訓令第1号

庁 内 一 般
教 育 庁
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人

沖 縄 県 企 業 局 長 金 城 武

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「土木建築部都市計画・モノレール課長」を「土木建築部都市計画・モノレール課長
土木建築部都市公園課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

環 境 部
保 健 医 療 部

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程（平成16年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「確保」の次に「し、及び不法な投棄を防止するための監視指導体制を強化」を加える。

第3条第2号中「産業廃棄物処理業者」の次に「及び排出事業者等」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) 廃棄物の不適正な処理及び不法投棄に関する調査、情報収集、事情聴取及び苦情処理に関すること。

第3条第6号中「適正処理の推進」を「適正な処理の推進及び不法投棄」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「不適正処理」を「不適正な処理及び不法投棄」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 不法投棄の発生防止に係る事業場調査、監視（デジタルカメラその他の撮影機器を用いた監視を含む。）、指導及び啓発に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

環 境 部
保 健 医 療 部

沖縄県不法投棄監視員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県不法投棄監視員設置規程を廃止する訓令

沖縄県不法投棄監視員設置規程（平成22年沖縄県訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第17号

子 ども 生 活 福 祉 部

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程（平成20年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども生活福祉部福祉政策課（以下「福祉政策課」を「子ども生活福祉部保護・援護課（以下「保護・援護課」に改める。

第3条中「子ども生活福祉部福祉政策課長（以下「福祉政策課長」という。）」を「子ども生活福祉部保護・援護課長」に、「所長等」を「課長等」に、「福祉政策課に」を「保護・援護課に」に改め、同条第5号中「福祉政策課長又は所長等」を「課長等」に改める。

第4条第3項中「福祉政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉政策課」を「保護・援護課」に改め、同条第2項中「福祉政策課長又は所長等」を「課長等」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第18号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第8号

庁 内 一 般
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 平 敷 昭 人

沖 縄 県 警 察 本 部 長 筒 井 洋 樹

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程（昭和50年沖縄県訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第1号・

沖縄県警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「平和援護・男女参画課長」を「女性力・平和推進課長」に、「健康長寿課長」を「地域保健課長」に、「生活衛生課長」を「衛生業務課長」に、「都市計画・モノレール課長」を「都市公園課長」に、「暴力団対策課長」を「組織犯罪対策課長」に改める。

別表第2中「平和援護・男女参画課男女共同参画班」を「女性力・平和推進課男女共同参画班」に、「健康長寿課母子保健班」を「地域保健課母子保健班」に、「生活衛生課生活衛生・水道班」を「衛生業務課生活衛生・水道班」に、「都市計画・モノレール課公園緑地班」を「都市公園課公園緑地班」に、「暴力団対策課課長補佐(銃器犯・薬物犯特捜担当)」を「組織犯罪対策課課長補佐(薬物銃器犯特捜担当)」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第19号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県警察本部訓令第9号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長 筒 井 洋 樹

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱(平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策案の検討に関すること。
- (2) 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るために必要な事項の協議に関すること。

別表第1中 「総務部総務私学課長 環境部環境政策課長」を「総務部総務私学課長」に、「警察本部生活安全部生活保安課長」を「警察本部生活安全部生活保安課長 警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長」に改める。

別表第2中 「総務部総務私学課行政情報センター室長 環境部環境政策課環境企画班班長」を「総務部総務私学課行政情報センター室長」に、「子ども生活福祉部福祉政策課福祉支援班主幹 子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長 子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護企画班班長 子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護指導班班長」を「子ども生活福祉部福祉政策課地域福祉推進子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長」に、「保健医療部健康長寿課健康づくり班班長 福祉班班長」に、「保健医療部健康長寿課健康企画班班長」を「保健医療部健康長寿課健康推進班班長」に改める。

に、「警察本部生活安全部生活保安課課長補佐」を「警察本部生活安全部生活保安課課長補佐 警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐」に改める。

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第20号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

沖縄県警察本部訓令第10号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長 筒 井 洋 樹

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第21号・沖縄県教育委員会教育長訓令第3号・沖縄県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「平和援護・男女参画課長」を「女性力・平和推進課長」に改める。

第7条第4項中「平和援護・男女参画課男女共同参画班班長」を「女性力・平和推進課男女共同参画班長」に改める。

第9条中「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」を「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第21号

子 ども 生 活 福 祉 部

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程（平成21年沖縄県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」を「子ども生活福祉部保護・援護課」に改める。

第3条中「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長（以下「平和援護・男女参画課長」を「子ども生活福祉部保護・援護課長（以下「保護・援護課長」に改め、同条第3号中「平和援護・男女参画課長」を「保護・援護課長」に改める。

第6条第1項中「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」を「子ども生活福祉部保護・援護課」に改め、同条第2項中「平和援護・男女参画課長」を「保護・援護課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

通訳・翻訳嘱託員設置規程（平成3年沖繩県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び空手振興」を「、空手振興及び国際旅客船の受入促進」に改める。

第3条第3項中「又は文化観光スポーツ部観光政策課長」を「、文化観光スポーツ部観光政策課長又は土木建築部土木総務課長」に改める。

第4条第2項中「又は文化観光スポーツ部交流推進課長」を「、文化観光スポーツ部交流推進課長」に改め、「空手振興課長」の次に「又は土木建築部港湾課長」を加え、「又は空手振興」を「、空手振興又は国際旅客船の受入促進」に改める。

第9条中「及び文化観光スポーツ部長」を「、文化観光スポーツ部長及び土木建築部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖繩県訓令第23号

出 納 事 務 局

沖繩県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

沖繩県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖繩県出納事務局決裁規程（昭和56年沖繩県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2物品管理課の項第1号を次のように改める。

1 財務規則第164条第2項及び第3項の規定に基づき、入札の執行又は随意契約の手続を行うこと。

別表第2物品管理課の項第2号中「部局」を「財務規則第2条第2号に規定する部局（警察本部を除く。）」に改め、同項第3号中「氏名競争入札に参加することのできる者」を「競争入札に参加する者」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖繩県災害対策本部長訓令第1号

沖繩県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖繩県災害対策本部長

沖繩県知事 玉 城 康 裕

沖繩県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖繩県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖繩県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「代理する」を「行う」に、「とし、副知事にあつては、沖繩県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成29年沖繩県規則第5号）の定めるところによる」を「とする」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

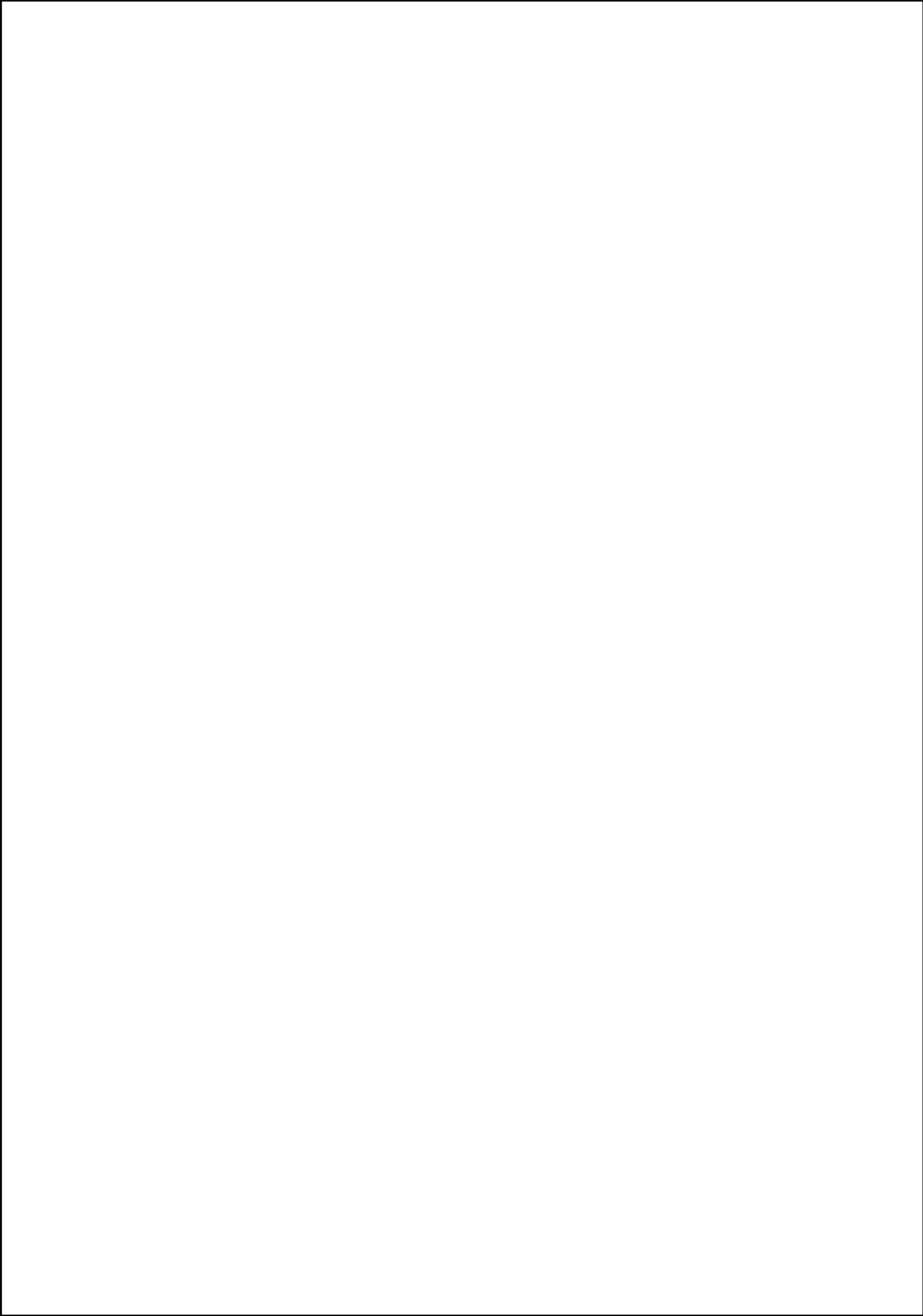
2 前項の規定により、副知事が本部長の職務を行う場合の順序は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事公室に関する事項を担当する副知事
- (2) 前号に掲げる副知事以外の副知事

別表第2中

子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
-------------------------	---

		3 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する こと。 4 生活福祉資金の貸付けに関すること。	を
「	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 生活福祉資金の貸付けに関すること。	に、
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する こと。	
「	平和援護・男女参画班 班長 平和援護・男女 参画課長	を	「
		女性力・平和推進班 班長 女性力・平和推 進課長	に、
「	都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノ レール課長	都市公園及び都市モノレールの災害応急対策及び被害 調査に関すること。	を
「	都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノ レール課長	都市モノレールの災害応急対策及び被害調査に関する こと。	に、
	都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。	
「	病院 事業 部	県立病院班 班長 県立病院課長	を
		1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 3 災害時における医療及び助産に関すること。	
「	病院 事業 部	病院事業総務班 班長 病院事業総務課 長	に改める。
		1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における医療及び助産に関すること。	
	病院 事業 部	病院事業経営班 班長 病院事業経営課 長	所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関する こと。
別表第4中			
「		都市計画・モノ レール課職員	を
「		都市計画・モノ レール課職員 都市公園課職員	に改める。
附 則			
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。			



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--